

中・東欧諸国の経済改革の進展と ビジネス環境の変化

田中 信世 *Nobuyo Tanaka*

(財) 国際貿易投資研究所 研究主幹

中・東欧諸国の経済改革は2004年5月にEU加盟を果たしたCEB諸国とその他のSEE諸国の間で改革の進展に開きがある。2005年においては特にSEE諸国で改革の停滞が目立った。本稿では欧州復興開発銀行(EBRD)の「移行報告書」などから、最近の中・東欧諸国の経済改革の進展について概観するとともに、これら諸国における最近のビジネス環境の変化を、各国の経済ガバナンスという観点から概観した。

はじめに

中・東欧諸国を中心とする移行経済国は、過去1年間、構造改革および制度改革で力強い進展を示した。中・東欧とバルト諸国(CEB)における顕著な改革の進展は主として、2004年5月のEU加盟後の制度強化によってもたらされた。しかし、これまで急速にCEBにキャッチアップしつつあった南東欧諸国(SEE)の多くの国では改革のペースが鈍化し

た。これは、これらの国で政治的な不安定が続いたことに加え、EU加盟準備が足踏みしたことを反映したものである。

本稿では、まず第I節で欧州復興開発銀行(EBRD)が例年行っている移行諸国の移行の進展についての評価に基づき中・東欧地域における過去1年間の改革の進展について概観するとともに、国別、部門別の改革の進展状況を見る。また第II節では、企業が当該地域でビジネスを行う場合のビジネス環境と密接な関係のあ

る中・東欧諸国の経済ガバナンス(政府の経済面の統治能力)について、当該地域で活動している企業がどのような評価を下しているかについて詳細に見る。

・ **中・東欧およびバルト諸国**

(central eastern Europe and the Baltic states ; 本稿では **CEB** と表記)

チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、スロベニアの中・東欧5カ国とラトビア、リトアニア、エストニアのバルト3国。

・ **南東欧諸国** (south-eastern Europe ; 本稿では **SEE** と表記)

ブルガリア、ルーマニア、クロアチア、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、セルビア・モンテネグロの7カ国。本稿では、このうち、EU加盟候補国のブルガリア、ルーマニア、クロアチアを **SEE3**、その他のSEE諸国を **SEE4** と表記している。

I. 2005年の改革の進展

欧州復興開発銀行 (EBRD) は中・東欧などの移行国について、これら諸国の体制転換後(1990年以降)毎年、9つの分野で移行指標を使って改革の進展を評価している。これは、これら諸国が工業化された市場経済にどれくらい近づいているかという観点から評価するもので、各指標のスコアは「1」～「4+」で示され、「1」は厳格な中央計画化経済からほとんど、またはまったく変化がない状態、「4+」は工業化された市場経済の状態にあることを示している。

そして評価は、市場経済の主要な4つの要素、すなわち、「市場取引」「企業」「金融制度」および「インフラ」をカバーする次の9つの分野について行われている。

- ・「市場と取引の改革」; ①価格の自由化、②貿易・外国為替制度、③競争政策。
- ・「企業改革」; ④大規模企業の民営化、⑤小規模企業の民営化、⑥企業改革。
- ・「金融改革」: ⑦銀行部門、⑧証券市場とノンバンク金融機関の発展。

・「インフラ」；電力、鉄道、道路、テレコム、上下水道の5部門における商業化の進展、料金改革、法的枠組みの改善、民間企業の参入など。

中欧3カ国の改革が一段と進展

EBRDの「2005年版移行報告書」によれば、中・東欧の移行国においては過去1年間、かなりの改革の進展がみられ、CEBとSEE全体で合計10カ国が17のスコア上昇を記録した(表1)。

CEBでは、チェコ、ハンガリー、ポーランドの3カ国が2005年にそれぞれ2つのスコアの上昇を記録した。ポーランドは国有銀行の役割の減少と銀行部門への監督の強化によって金融部門の改革で進展を示し、企業改革でも改善を示した。ポーランドでは2005年を通じて不安定な政治

状況が続いたが、こうした中で改革が進展したことは特筆に値する。同国はこれまで、中・東欧地域で経済改革をリードしてきた国のひとつであったが、2001年以降、改革は停滞していた。しかし、過去1年間顕著な改善が見られたことに加えて、過去数年間に実施されてきた改革が実を結び、2005年のスコア上昇に結びついた。

チェコは金融部門の改革が進展し、銀行部門の改革と証券市場およびノンバンク金融機関の改革でスコアが上昇した。ハンガリーは企業改革でスコアを上げ、証券市場の成熟の面でも進展を示した。バルト諸国ではリトアニアで大規模企業の民営化と銀行改革が進展した。

EU加盟に伴うCEB諸国の移行の進展は、過去数年間に実施された構

表1 移行指標スコア(2005年)

	人口 (2005年央) (100万人)	GDPに占める 民間部門の比率 (2004年央)(%)	企業 民営化		市場・取引 競争政策			金融制度 証券市場 銀行改革		インフラ 改革	
			大規模 民営化	小規模 民営化	経済統 治・企業 改革	価格 自由化	貿易・外 債為替 システム	競争政 策	銀行改 革・金利 自由化		証券市 場・イン バンク
ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.8	55↑	3-↑	3	2	4	4-	1	3-	2-	2+
ブルガリア	7.8	75	4	4-	3-	4+	4+	3-↑	4-	2+	3
クロアチア	4.4	60	3+	4+	3	4	4+	2+	4	3-	3
チェコ	10.3	80	4	4+	3+	4	4+	3	4↑	4-↑	3+
エストニア	1.4	80	4	4+	4-↑	4+	4+	3-	4	3+	3+
マケドニア	2.0	65	3+	4	2+	4	4+	2	3-	2	2
ハンガリー	10.0	80	4	4+	4-↑	4+	4+	3	4	4↑	4-
ラトビア	2.3	70	4-	4+	3	4+	4+	3-	4-	3	3
リトアニア	3.4	75	4↑	4+	3	4+	4+	3	4-↑	3	3-
ポーランド	38.2	75	3+	4+	4-↑	4+	4+	3	4-↑	4-	3+
ルーマニア	21.7	70	4-	4-	2+↑	4+	4+	2+	3	2	3+
セルビア・モンテネグロ	8.3	55↑	3-↑	3+	2+↑	4	4-↑	1	3-↑	2	2
スロバキア	5.4	80	4	4+	4-↑	4+	4+	3	4-	3-	3-
スロベニア	2.0	65	3	4+	3	4	4+	3	3+	3-	3

(出所) 欧州復興開発銀行 (EBRD)、2005年版移行報告書

造改革が成果をあらわしはじめたことを示しており、一部の国では成熟した段階に到達している。

改革の進んだ CEB に対して、2003 年から 04 年にかけて移行地域の改革をリードしてきた SEE 諸国の改革のスピードは 05 年においては大幅に鈍化した。例外はセルビア・モンテネグロで、「大規模企業の民営化」「企業統治および企業改革」「貿易・外国為替の自由化」「銀行改革」の 4 部門でスコアの上昇を記録した。こうしたスコアの上昇は、「セルビア・モンテネグロ」という国家連合の将来像が不透明なことや、かつての紛争地域コソボの最終的なステータスを巡って政治的な不安定性が続いている中で、また改革に対する公的な支援が弱い中で達成されたものである点が注目される。このようにセルビア・モンテネグロの改革は 2005 年に大幅に進展したものの、同国の改革の進展はこれまで気まぐれな動きを示してきており、同国が SEE 地域の中のより改革の進んだ国に追いつくためにはまだまだ時間がかかるものと見られている。

セルビア・モンテネグロ以外の

SEE 諸国については市場改革の進展は緩慢であった。西バルカン諸国 (SEE4) の中では、セルビア・モンテネグロを除くと、ボスニア・ヘルツェゴビナが移行スコアを上げた唯一の国（「大規模企業の民営化」が進展）である。前年、合計で 9 つのスコア上昇を記録した EU 加盟候補国 (SEE3) の中では、ブルガリアとルーマニアでそれぞれ 1 つのスコア上昇（ブルガリアは「競争政策」、ルーマニアは「企業統治と企業構造改革」）が見られただけであった。両国は、CEB 諸国が EU 加盟候補国であった段階で獲得したスコアよりも低い水準にとどまっており、過去 CEB 諸国が歩んできたよりもよりゆっくりしたスピードで加盟準備を進めているということができる。更に両国においては、2005 年に実施された総選挙と選挙後の安定した連立政権作りで遅れが生じたことが、一時的な改革への動きの鈍化に結びついた。

金融改革、企業改革などが進む

移行諸国は、移行の初期段階においては、比較的手をつけやすい「価格と取引の自由化」や「小規模企業

の民営化」などの改革に集中して取り組み、現在は、主として「大規模企業の民営化」「企業改革」「競争政策」「金融部門改革」と「インフラ改革」といった、実現により長い時間がかかる第2段階の改革に取り組んでいる。

過去1年間の改革を見ても、第2段階の改革が中心であり、特に「金融部門の改革」「企業改革」「大規模企業の民営化」の分野が大きく進展した。

2005年においては5カ国(うち4カ国がCEB)が「金融部門改革」で進展を示した。これは同部門で6つ(銀行部門で4、証券市場で2)のスコアの上昇となって表れている。

「銀行部門の改革」では、CEBの中ではチェコ、ポーランド、リトアニアの3カ国のスコアが上昇し、ほぼ最高水準に達した。これは、これら諸国の銀行部門に対する監督機能の改善やセーフティネットなどの法制度の整備が進んだことを反映したものである。

「証券市場とノンバンク金融機関」の分野ではチェコとハンガリーがEU加盟後の制度的な発展が見られ

たことからスコア上昇を記録した。両国では、健全な法的枠組みが整えられたことに加え、世界の金利水準が全般的に低かったことが、株式市場への資金の流入をもたらした。流動性の増大により高度な市場資本の形成をもたらした。

その結果、両国における市場資本の形成は2004年末の時点でGDPの25%以上を占めた。また、市場資本総額に対する株式売上の出来高はチェコで79%、ハンガリーで60%に達した。しかし、これらの数字は他のEU諸国と比べるとまだ低い水準にあり、依然としてEU全体の平均水準をかなり下回る状態にとどまっている。

2005における「企業改革」の進展は、この分野が各国とも軽視されてきた分野であるだけに、重要な進展といえる。この分野の進展も後述する経済ガバナンスの向上とともに高い投資の流入をもたらす要因となった。この分野では、全部で6つのスコアの上昇が見られ、このうち4つがCEB諸国で、2つがSEEで見られた。CEBの中ではスコアの上昇は比較的経済規模の大きいハンガリー、

ポーランド、スロバキアで見られた。これは、効率的な企業統治制度の構築で進展が見られたことや、大幅に遅れていた企業の構造改革でも進展が見られたことが評価されたものである。

SEE 諸国においては、ルーマニアが改革に前向きな新政権の下で、汚職撲滅および統治制度の強化に強力に取り組んだ。また、セルビア・モンテネグロは輸送産業などの大規模国有企業に対する補助金を削減し、破産法の実施をより一層強化した。

「大規模企業の民営化」は、移行第2段階におけるもうひとつの重要分野であるが、この分野の改革も順調に進展し、ほとんどの CEB 諸国は、すでに最上位に近いスコアを記録している。しかし、ポーランドとスロベニアの場合は、まだ全体的な CEB の水準に到達していない。過去1年間においては、リトアニアがこの分野で大きな進展を示し、製造業部門の国有企業の売却でスコアを上げた。SEE の中では、ボスニア・ヘルツェゴビナとセルビア・モンテネグロの民営化が進展した。

「インフラ」部門では 2005 年に 4

つのスコアの上昇が見られた。インフラ部門の改革(企業分割、商業化、料金改革、規則の改善など)の進展は他の部門と比べて遅れているが、ハンガリーだけが全インフラ部門で最も高い水準(スコアで「4」ないし「4+」に近い水準)に達している。

2005 年においては、チェコでテレコム、スロバキアで鉄道、マケドニアでは電力、ブルガリアでは道路の各部門でスコアが上昇した。電力、テレコム部門におけるサービスの質もほとんどの国で改善しつつある。しかし法的な枠組みの強化、料金体系(特に上水道)の更なる見直しがほとんどすべての国で依然として必要である。

II. 中・東欧諸国のビジネス環境の変化

前節で概観した移行指標は「企業」「市場取引」「金融制度」「インフラ」の各部門における改革の全般的な進展を示したものであるが、こうした移行指標からは各国のビジネス環境に密接に関連した経済ガバナンスの進展や現状について企業がどのよう

に評価しているのかといった具体的な問題点は浮かび上がってこない。

このため欧州復興開発銀行 (EBRD) と世銀は、司法・裁判所、犯罪、汚職、規則・規制、許認可、課税といった企業のビジネス環境と密接にかかわる分野について企業がどのように評価しているのかを把握するための調査(「ビジネス環境と企業行動」調査; BEEPS) を共同で実施している。この調査は 1999 年に初めて行われ、2002 年に 2 回目の調査が実施された後、直近では 2005 年に実施されている。

調査は、ロシア、CIS 諸国を含む

移行 26 カ国に所在する企業約 8,000 社を対象に実施され、また、移行国の状況と比較検討するため、2004 年にドイツ、ギリシャ、ポルトガル等 5 カ国でも同様の調査が実施された。

この調査の対象分野は大きく 2 つに分かれる。一つはビジネス関連法に関連した分野(ライセンス、課税、関税および貿易、労働法など)であり、もう一つは、制度および所有権に関わる分野(汚職、犯罪、司法制度など)である。そして、上記の諸要因がビジネスを行ううえでどの程度問題になっているかを「1」(問題が少くない)から「4」(問題が大きい)まで

表 2 経済ガバナンスに対する企業の認識の変化

国	司法・裁判所	犯罪	汚職	関税・貿易規則	ビジネスライセンス、認可	労働規則	課税
中東欧、バルト諸国							
チェコ	0.58	0.24	0.50	0.48	0.24	0.65	0.77
エストニア	-0.39	-0.07	-0.01	-0.02	-0.25	0.66	-0.33
ハンガリー	0.11	-0.03	0.03	-0.07	0.03	0.23	0.24
ラトビア	-0.06	-0.17	-0.19	-0.61	-0.12	-0.11	-0.11
リトアニア	0.05	-0.17	0.01	-0.09	0.09	0.25	-0.28
ポーランド	-0.15	-0.30	-0.32	-0.34	-0.04	-0.28	-0.13
スロバキア	-0.67	-0.45	-0.70	-0.75	-0.67	-0.32	-0.54
スロベニア	0.01	-0.12	-0.12	0.00	-0.01	0.21	0.68
平均	-0.06	-0.13	-0.10	-0.18	-0.09	0.16	0.04
南東欧諸国							
SEE3							
ブルガリア	-0.10	-0.44	-0.36	-0.10	-0.17	0.02	-0.04
クロアチア	-0.03	-0.17	-0.16	-0.30	-0.18	-0.10	-0.43
ルーマニア	-0.03	-0.12	-0.14	0.05	-0.05	0.40	0.20
SEE4							
アルバニア	-0.24	-0.54	-0.27	-0.23	-0.07	0.06	0.15
ボスニア・ヘルツェゴビナ	-0.16	-0.04	-0.25	-0.19	-0.15	-0.12	-0.42
マケドニア	0.09	-0.17	0.17	-0.16	-0.03	0.15	0.00
セルビア・モンテネグロ	0.46	-0.07	0.44	-0.16	0.01	0.12	-0.24
平均	0.00	-0.22	-0.08	-0.16	-0.09	0.07	-0.11

(注) 企業に対して、ガバナンスの各項目がビジネスにとって如何に問題と感じるかを「1」(障害ではない)から「4」(大きな障害)の範囲で回答を求めた。

表の数字は 2002 年調査の回答と 2005 年調査の回答の平均的な変化を示す。

マイナスはビジネス環境に対する企業の認識が改善したことを示す。

(出所) BEEPS (ERRD/世銀、「ビジネス環境と企業パフォーマンス調査」)

のランク付けをして企業に回答を求めている。

ここでは、主として CEB と SEE 諸国に焦点を当て、同調査の結果から 2 つの地域における経済ガバナンスに対する企業の評価を見てみよう。

調査によれば、CEB 諸国の企業は経済ガバナンスが全般的に改善したと感じており、改善したとする認識はスロバキアで最も急激に上昇した(表 2)。しかし、一部の CEB 諸国では、企業は政府の経済ガバナンスが 2002 年以降悪化したと回答している。例えば、チェコの企業は 2005 年における経済ガバナンスは 2002 年時点よりもより多くの問題を投げかけているとしている。ハンガリーにおいても企業の経済ガバナンスに対する評価は、特に、税環境や法制面で平均よりも低かった。リトアニアにおいては、ほとんどの分野で経済ガバナンスは強化されたが、賄賂の問題では事態がより深刻化していることが明らかになった。

SEE 諸国でも経済ガバナンスは全般的に改善した。特に、ブルガリアの企業は平均してあらゆる分野で経済ガバナンスが強化されたとしてい

る。しかし、一部の国においては 2002 年以降、ガバナンスが弱体化したという結果も出ている。例えば、マケドニアやセルビア・モンテネグロにおいては、平均して企業は司法制度や汚職(賄賂)の問題が3年前(2002年調査)と比べて悪化したと報告している。また両国においては、契約の効力(強制力)が以前よりも弱くなり、未払い問題を引き起こしている。

減少した裁判所の利用

ビジネスの阻害要因としての法制度の機能に対する評価については、2002 年以降、全体としてそれほど大きな変化は見られなかった。しかし、評価は国によって違いがあり、エストニア、スロバキアなど一部の国ではかなり大幅な改善を示したが、チェコ、マケドニアなどでは悪化した(表 2)。

企業が、ビジネス上の紛争に際して契約や財産権を保護する上で法制度および法執行機関(裁判所、国家検察、法執行官、警察など)をどの程度信頼するかという点についても、2002 年以降、ほとんど変化がなかった。しかし、マケドニア、ハンガリ

一、セルビア・モンテネグロにおいては、契約の有効性に対する信頼性が低下し、これらの国の企業は、契約や財産権を守るための法制度の有効性について疑いを持っていることを示している。

また同調査によれば、契約上の代金を回収するまでに要した時間(「契約の効率性」)は改善した。未払い問題を解決するために要した時間は平均して 2002 年の 12 週間以上から 2005 年には約 10 週間に減少した。最も大きな変化が見られたのは CEB (特に、ポーランドとスロベニア) であり、これら諸国では 2002 年の約 15 週間から 2005 年には 11 週間に減少した。これに対して、SEE では未払い問題を解決するために要した時間は 2002 年の 13 週間から 2005 年には 14 週間へと逆に増加した。

一方、裁判所の公平さ、審理の速度、費用、判断能力などから見た裁判所に対する評価も、2002 年以降ほとんど変わらなかった。しかし、企業による裁判所の利用は、CEB と SEE 双方で 2002 年以降全般的に減少している。これは、企業が紛争解決に裁判所を利用することを控えた

か(その背景として裁判の過程で裁判官から賄賂を要求されるといったことも指摘されている)、あるいは、支払い遅延問題が少なくなったため裁判所が介入する必要性が少なくなったことなどによるものと思われる(CEB においては平均して、法廷利用回数は 1.4 回と 3 年前の 2.3 回に比べて減少した)。いずれにしても、より改革の進んだ国においては、企業間の紛争処理は、時間とコストがかかる裁判所ではなく代替的な紛争解決機関を通じて解決されることが多いという、OECD 諸国の水準に近づきつつあることを示している。

契約の取得で高い贈賄比率

同調査によれば、ビジネスを行ううえでの障壁としての汚職は 2002 年以降減少してきている。ただし、CEB と比べると SEE においては減少の程度は小幅であった。汚職についての調査は、たとえ守秘が保証されているといっても、企業がそのことについて話したとらないといった限界もあるが、この調査では、賄賂を 4 つの側面について考察している。すなわち、①年間売上高に占める非

公式の支払いの比率、②政府関連契約を取得するために非公式に支払った金額の契約金額に占める比率（キックバック）、③贈賄の頻度、および④贈賄の目的の4つである。

このうち、①の売上高に占める贈賄比率は移行地域全域で減少し、2002年の1.6%から2005年には1%に減少した(表3)。最も減少が著しかったのは、SEE諸国(1.7%→約1%)であった。CEBではもともと贈賄が少なく2002年調査で0.92%であったが、2005年には0.67%とさら

に低下した(ハンガリーとリトアニアでは上昇)。移行地域全域で贈賄が最も少なかったのはスロベニアの0.2%以下であった。

贈賄の全般的な減少は過去3年間の移行地域における急速な経済成長を反映したものと見られ、調査対象企業の売上高が増加したため、年間売上高に占める贈賄の比率も低下したと思われる。しかし、移行諸国の贈賄比率は、ドイツ(0.4%)、ポルトガル(0.26%)、ギリシャ(0.5%)など他のEU諸国と比べるとまだ相

表3 中・東欧諸国における汚職のタイプ

国	贈賄1)		キックバック2)		贈賄の頻度3)	
	2002	2005	2002	2005	2002	2005
中東欧、バルト諸国						
チェコ	0.92	0.63	1.19	1.79	13.33	9.93
エストニア	0.34	0.29	1.01	0.46	12.14	6.47
ハンガリー	0.97	1.06	2.09	2.47	22.56	9.93
ラトビア	0.93	0.71	1.32	1.69	17.90	7.49
リトアニア	0.74	0.87	1.03	1.98	20.62	24.08
ポーランド	1.22	0.70	2.21	1.04	18.57	14.77
スロバキア	1.45	0.93	3.31	1.88	36.02	10.64
スロベニア	0.80	0.17	0.66	0.50	7.15	4.65
平均	0.92	0.67	1.60	1.48	18.54	11.00
南東欧諸国						
SEE3						
ブルガリア	1.95	1.58	2.51	3.32	32.79	15.70
クロアチア	0.64	0.76	0.89	0.69	12.86	11.27
ルーマニア	2.57	0.81	2.11	0.67	36.74	22.56
SEE4						
アルバニア	3.31	1.80	6.00	6.15	36.37	46.11
ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.95	0.39	1.19	0.51	22.42	19.63
マケドニア	0.79	0.62	2.91	1.83	22.70	25.28
セルビア・モンテネグロ	1.52	0.67	1.84	1.36	15.88	33.20
平均	1.67	0.95	2.49	2.07	25.68	24.82
その他の諸国						
ドイツ	-	0.40	-	1.71	-	8.17
ギリシャ	-	0.49	-	1.02	-	22.48
ポルトガル	-	0.26	-	0.97	-	8.82
韓国	-	0.08	-	0.47	-	8.20
トルコ	-	2.36	-	5.92	-	13.23
ベトナム	-	0.85	-	1.62	-	34.14

注)1)年間売上高に占める公務員への非公式支払額の比率。

2)政府との契約を確実なものにするために追加的に支払う非公式の支払い/贈り物の契約額に占める比率。

3)通関、課税、ライセンス取得、規制に際して、しばしば、日常的にまたは常に特別の支払いを行うことを余儀なくされたと回答した回答者の比率。

(出所)BEEPS2002、2004、2005

対的に高い水準にある。

キックバックも、国によってかなりのばらつきはあるものの、2002年以降全般的に減少している(表3)。政府から契約を取得するために必要なキックバックが契約金額に占める比率は、CEB8カ国平均で2002年の1.6%から2005年には1.48%へと減少し、SEE諸国でも同期間に2.49%から2.07%に減少した。しかし、こうした全般的な減少傾向の中であって、CEBではチェコ、ハンガリー、ラトビア、リトアニアの4カ国が、またSEEではブルガリアとアルバニアが逆に増加しているのが注目される。

2002年から05年にかけて、贈賄を行ったとした企業の比率は、特にCEB諸国では減少した。しかし、SEE

諸国では企業の約25%が依然として、関税、税金、ライセンス、規制などで便宜を図ってもらうために、「通常または常に」賄賂を支払うと報告している(ドイツではこの比率は8%)。

表4は、移行地域においてどのような分野で賄賂が支払われているかを示したものである。2002年以降、すべての移行地域でほとんどすべての分野で贈賄のケースが減少している。CEB、SEE諸国に共通して企業が贈賄を行うことが最も多いのは、「政府関連契約の取得」であり、CEBでは約17%、SEEでは約20%の企業が贈賄を行ったと回答している(2005年)。

表4 目的(分野)別の贈賄比率(2002, 2005年)

汚職分野	(単位:%)								
	CEB		SEE		その他諸国(2004年)				
	2002	2005	2002	2005	ドイツ	ギリシャ	ポルトガル		
公的サービス一般	2.7	2.2	3.6	6.2	0.5	1.4	13.5		
ビジネスライセンス取得	7.7	6.5	21.6	14.7	3.0	11.9	17.1		
政府関連契約の取得	16.8	16.8	21.0	20.2	13.5	7.7	10.8		
健康・安全検査	9.2	8.0	17.4	11.2	1.6	6.2	11.3		
防火・建築検査	7.8	6.2	12.8	6.6	0.8	5.4	8.4		
環境検査	6.1	4.5	9.3	5.2	2.1	2.7	6.4		
税および徴税	6.0	5.6	18.3	12.1	1.1	17.4	14.5		
関税/輸入	6.8	6.1	24.3	15.0	1.9	3.6	8.3		
裁判所との取引	3.8	4.7	14.9	14.0	0.3	2.6	9.9		
立法への影響行使	3.9	4.5	7.3	5.8	3.4	1.8	1.4		

(注)公的サービスの各分野で非公式の支払いをしばしば、通常、常に行ったと回答した企業の比率。

(出所)BEEPS2002、2004、2005

犯罪の重要性は低下

ビジネス阻害要因としての犯罪は2002年以降、はっきりした改善を示した。表2は、CEB、SEE諸国では、チェコを除いてすべての国で、企業活動に対する阻害要因としての犯罪の重要性が低下したことを示している。

これは、移行地域における全般的な経済成長が、過去においては生き残る戦略のために犯罪に走ったかもしれないグループに対してより多くの経済的な機会を提供するようになったことを反映したものと考えられる。

セキュリティ対策に支払いを行う企業の比率は2002年の61%から05年には55%に減少した。暴力や財産保護のために暴力団に支払いを行った企業の比率も2002年の17%から05年には8%に低下した。さらに、年間売上高に占める窃盗、強盗、破戒行為または放火による損害の比率も、移行地域全体で2002年の4.7%から05年には2.8%に低下し、ドイツ、ギリシャおよびポルトガルとほぼ肩を並べる水準に達している。

EU加盟で労働規則が重荷に

ビジネス障害要因としての規制は一部の分野で減少した。同調査では、国家規制の影響についての指標を得るため、上級マネージャーが政府高官と交渉するのに要した時間の比率を調べている。この比率は2002年の7.8%から2005年には5.6%に減少した。特にCEBではポーランド、SEEではルーマニアで大きく減少した。また、上級マネージャーがそうした事柄に全く時間を使っていないとした企業の比率は2002年の31%に対して2005年は46%に上昇している。

移行国の企業、特に輸出入に携わっている企業は、2005年においては通関や貿易規則で改善が見られたと評価している。最も改善が著しかったのはスロバキアで、2002年に貿易関連規則が問題であると考えた企業は42%という高率であったのに対して、2005年にはわずか13%に減少した。貿易関連規則が改善したとする企業の比率はバルト諸国でも大幅に高まった。しかし、チェコでは逆に通関に関する不満は増加している。

通関や貿易規則についての企業の評価の高まりは、通関に要する時間

が若干長くなったにもかかわらず見られた。通関に要する時間が平均して1日以上とする輸出業者の比率は42%から56%に増加した。こうした中で、通関規則に関する評価が全般的に改善したのは、各地域とも通関時における非公式の支払いの比率が少なくなったことと符合している(表4)。賄賂の支払いは通関の遅れよりも、企業の通関や貿易障壁の評価により大きな影響を与えているものと思われる。

ビジネス阻害要因としての「ビジネスライセンス取得」に対する評価は全般的に改善し、特にポーランドで大幅に改善した(表2)。「検査」は企業が経済的・社会的な基盤に立ってビジネスを行ううえで必要なものであるが、企業にコスト負担を課すものであり、企業にとって検査官に非公式の支払いを行うこともコストに含まれる。こうした検査官に対する非公式の支払いを行った企業の比率は、過去3年間、特にSEE諸国で顕著に減った(表4)。

このように近年ビジネス阻害要因に対する評価が改善してきているなかであって2005年調査では逆に問

題が大きいことが判明したのは「労働規則」である。2005年においては、2002年と比べてより多くの企業が、労働規則がビジネスを行ううえで大きな圧迫要因になったと報告している。労働規則が重要な問題とした企業はCEBの企業が相対的に高い比率を占めた。これは、EU加盟に伴ってCEB(EU新規加盟国)の労働規則がより厳しくなったことを反映したものである。特に、エストニアにおいては、労働規則が重要な圧迫要因とする企業の比率は2002年の20%から2005年には53%に上昇しているのが注目される。

Ⅲ. EU加盟が改革のキーワード (まとめ)

EBRDの移行指標は過去3年間に移行国の改革が大きく進展したことを示している。また、第Ⅱ節で見たように、BEEPS調査もまた、調査が開始された1999年以降、ほとんどの国で経済ガバナンス(企業にとってのビジネス環境)に明白な改善が見られたことを明らかにしている。移行地域全体にわたって、改革は進展

し、経済ガバナンスの改善が進んだ。それに伴い、ビジネスを行ううえでのコスト（汚職、過度の規制、インフラ上のボトルネックを含む）が減少してきている。

改善が最もはっきり見られたのは CEB 諸国である。これら諸国は、大規模企業の民営化、企業の構造改革、金融部門の発展といったこれまで改革が遅れていた分野に新たなエネルギーを投入した。またこれら諸国は、汚職や過度の規制（労働規則を除く）といったコスト増大要因の改善に努め、契約の効力を強化することによって、ビジネス環境をさらに強化して投資魅力を高めることに成功した。こうした動きに市場は敏感に反応し、直接投資の増大や株式市場への資金流入の活発化をもたらすとともに、企業の国際資本市場へのアクセスの改善ももたらした。

経済ガバナンスの改善は、SEE 諸国においても、過去数年間、改革の着実な進展と歩調を合わせて進展し

た。制度改革と規制関連の改革もほとんど国で 2002 年以降進展した。しかし、SEE 諸国の CEB 諸国との間の改革の進展の格差は、主要国における国内政治の一時的な混乱や改革推進力が全般的に弱かったことなどを反映して 2005 年に再び拡大しており、SEB 諸国が CEB とのギャップを縮めるためには、引き続き制度改革を初めとする第 2 段階の改革（第 I 節参照）を精力的に実施する必要がある。

CEB 諸国の 2004 年以降の動きは、EU 加盟プロセスが明らかに改革の力強い推進力となったことを示している。現在 EU 加盟候補国として加盟準備を進めている SEE3 カ国はもちろんのこと、加盟候補国としての地位をまだ得ていないその他の SEE 諸国にとっても、EU 加盟に向けた市場統合プロセスをテコに改革を図るという観点から EU 加盟は以前にも増して重要な命題となってきている。